

別紙

平成元年3月1日付直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(資産の評価損等に係る時価)</p> <p>10「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」又は法第61条の11第1項若しくは第61条の12第1項((連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益))の規定を適用する場合における法第61条の11第1項に規定する「時価評価資産」に係る「その時の価額」は、当該資産又は当該時価評価資産につき.....</p> <p><u>(注) 法人の有する資産が時価評価資産等に該当するかどうかの判定を行う場合における令第122条の12第1項第4号((時価評価資産から除かれる資産の範囲))に規定する「資産の価額」についても、同様とする。</u></p>	<p>(資産の評価損に係る時価)</p> <p>10「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」は、当該資産につき.....</p>
<p>(寄附金に係る時価)</p> <p>11 <u>法第37条第7項及び第8項</u>.....</p>	<p>(寄附金に係る時価)</p> <p>11 <u>法第37条第6項及び第7項</u>.....</p>
<p>(資産に係る控除対象外消費税額等の処理)</p> <p>13 <u>令第139条の4第5項</u>.....</p> <p>(注) 1 2 <u>本文後段の取扱いは、当該事業年度が連結事業年度に該当する場合における当該連結事業年度後の事業年度にも適用する。</u></p>	<p>(資産に係る控除対象外消費税額等の処理)</p> <p>13 <u>令第139条の10第5項</u>.....</p> <p>(注)</p>

(資産の範囲)

14 令第 139条の 4 第 1 項.....

(連結納税に係る取扱い)

15 連結法人が連結納税に係る申告を行う際の消費税等の取扱いについては、2 から14までの取扱いを準用する。この場合において、2 から14までに引用している法、令及び措置法の各条項の規定のうち、次に掲げる条項の規定はそれぞれ次のとおり読み替えるものとし、それ以外の条項の規定は連結法人が法第81条の 3 第 1 項((個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入))の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合のこれらの条項の規定をいうことに留意する。

(1) 法第37条第 7 項及び第 8 項((寄附金の損金不算入)) 法第81条の 6 第 6 項((連結事業年度における寄附金の損金不算入))の規定により準用して適用される法第37条第 7 項及び第 8 項

(2) 措置法第61条の 4 第 3 項((交際費等の損金不算入)) 措置法第68条の 6 第 3 項((交際費等の損金不算入))

(注) 13の後段の取扱いは、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合における当該事業年度後の連結事業年度にも準用する。

(資産の範囲)

14 令第 139条の10第 1 項.....

(新 設)